

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

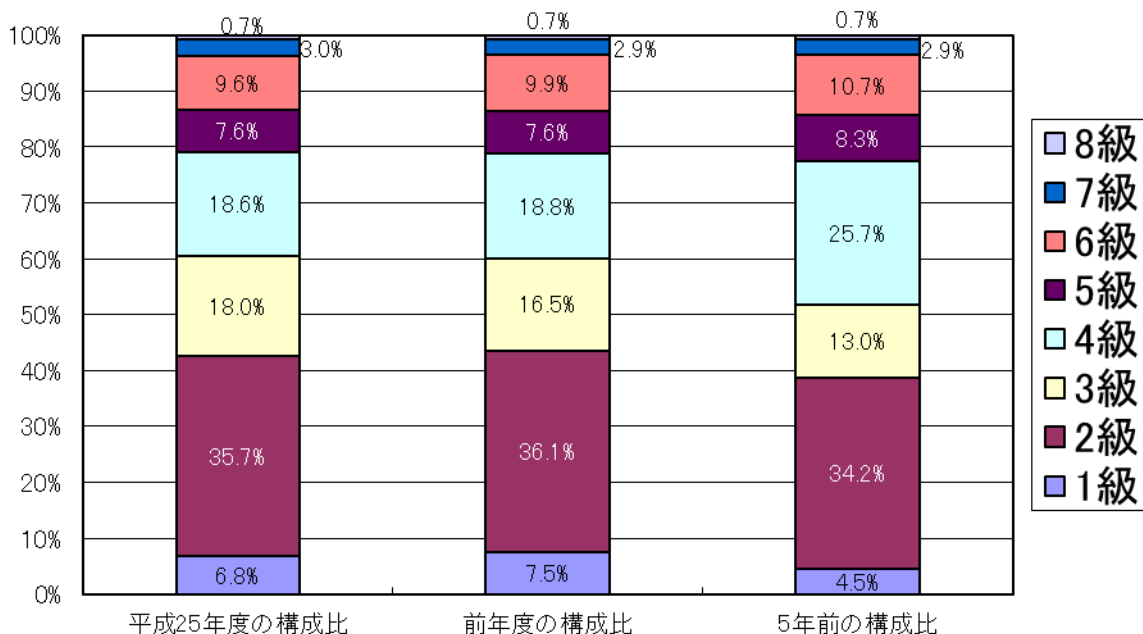
| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|----|----------|-----------|-------|----------|-----------|
| 1級 | 職員 | 330人 | 6.8% | 137,700円 | 247,300円 |
| 2級 | 高度職員 | 1,734人 | 35.7% | 152,600円 | 339,700円 |
| 3級 | 主任 | 873人 [7人] | 18.0% | 231,400円 | 397,300円 |
| 4級 | 係長 | 902人 | 18.6% | 262,200円 | 422,600円 |
| 5級 | 課長補佐 | 369人 | 7.6% | 312,200円 | 450,600円 |
| 6級 | 課長 | 466人 | 9.6% | 351,800円 | 475,000円 |
| 7級 | 部長 | 147人 | 3.0% | 384,600円 | 511,500円 |
| 8級 | 局長 | 35人 | 0.7% | 423,100円 | 561,500円 |

(注1) 川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2) 一般行政職とは、行政職給料表(1)適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。

(注3) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

(注4) [] 内には、再任用短時間勤務職員を別掲で記載しています。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。この評価結果を、管理職から段階的に、昇給へ反映させることとしました。平成25年度の評価結果は、平成26年度の昇給（昇給日は4月1日）に反映されます。